



この申出書は、「1歳未満の子を養育するための育児休業」、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業」、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」を取得した場合にご提出いただくものです。

・この申出により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。原則、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出はできません。  
・保険料が免除となるのは、育児休業開始年月日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ	健康保険事業所記号	9	9	9
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	-----------	---	---	---

<共通記載欄> ①～⑩ は必ずご記入ください。

- ① 被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ② 個人番号 (基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ③ 被保険者氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。
- ④ 被保険者生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

昭和 7.平成 9.令和	6	3	0	5	0	3
--------------------	---	---	---	---	---	---
- ⑤ 区分 : 被保険者の実子である場合は「1.実子」を○で囲んでください。被保険者の養子である場合は「2.その他」を○で囲んでください。
- ⑥ 養育開始年月日(実子以外) : 「⑤ 区分」で「2.その他」を選択された場合に、その養子である子の養育を開始した日付をご記入ください。
- ⑦ 育児休業等開始年月日 : 被保険者が養育のために休業する期間をご記入ください。被保険者が女性で実子を養育する場合は、もっとも早い育児休業開始年月日は原則として、子の生年月日の翌日から起算して57日目となります。養子を養育する場合は、養育開始年月日をご記入ください。  
「A.延長」「B.終了」の届出をされる場合は、最初に育児休業の申出を提出された際に記入した開始日をご記入ください。
- ⑧ 育児休業等終了予定年月日 : 育児休業の終了予定年月日をご記入ください。なお、育児休業を取得できる期間の上限は、それぞれの取得区分に応じて、1歳、1歳6か月、2歳、3歳に到達する日までとなります。  
例: 育児休業開始時点において、養育する子が1歳未満の場合  
⇒ 1歳に到達する日(誕生日の前日)以前の日付をご記入ください(パパママ育休プラスに該当する場合は、1歳2か月に到達する日以前の日付をご記入ください)。  
「A.延長」「B.終了」の届出をされる場合は、最初に育児休業の申出を提出された際に記入した終了日をご記入ください。
- ⑨ 備考 : パパママ育休プラスに該当する場合は、チェックしてください。

<A.延長> 育児休業等取得者申出書の期間を延長される場合は、共通記載欄①～⑩を記入のうえ、⑨もご記入ください。

- ⑩ 育児休業等終了予定年月日(変更後) : 変更後の終了予定日をご記入ください。申出された際の育児休業等開始日時時点で、養育する子が1歳未満だった場合は1歳誕生日前日以前の日付をご記入ください。1歳に到達していた場合は、1歳6か月目、2歳または3歳誕生日前日以前の日付をご記入ください。

<B.終了> 申出の際に記入された終了予定日より早く育児休業等を終了した場合は、共通記載欄①～⑩を記入のうえ、⑩もご記入ください。

- ⑪ 育児休業等終了年月日 : 実際に育児休業等を終了した日付をご記入ください。育児休業終了年月日が申出された際に記入した終了予定日と同日の場合、引き続き『産前産後休業取得申出書』を提出される場合は、提出の必要はありません。

## お知らせ

### ・申出の場合

この申出により、育児休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。なお、保険料の免除期間中も健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、将来の年金額の計算が行われます。育児休業等の期間内に支払われた賞与等についても、保険料は徴収されませんが標準賞与額として決定され将来の年金額計算等にもこの標準賞与額が用いられるとともに、健康保険の年度累計額に算入されます。

### ・終了の場合

終了日の翌日が属する月分から健康保険・厚生年金保険の保険料が発生します。育児休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『育児休業等終了時報酬月額変更届』『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出することができます。